

お知らせ

ワシントン条約：アオコンゴウインコの輸出入の手続について

2025 年 8 月 27 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2001 年 8 月 10 日付けでアオコンゴウインコ(*Cyanopsitta spixii*)の輸出入に関するブラジル管理当局からの要請(No. 2001/052)が発出されました。

No. 2001/052

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2001-052.pdf>

アオコンゴウインコの輸入手続については、日本への輸入並びに日本からの輸出及び再輸出申請すべてにおいて、ブラジル管理当局に日本管理当局から事前に相談をする必要があります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】ブラジル管理当局からの要請(No. 2001/052)について一部抜粋(仮訳)。

- ・ブラジルの IBAMA は、*Cyanopsitta spixii*(Spix's macaw(和名：アオコンゴウインコ))の国際取引を適切に管理するため、すべての締約国に協力を求めている。
- ・この種は絶滅の危機にあり、野生には存在しない。
- ・ブラジル政府は、アオコンゴウインコの国際移転は、管理計画に従い、ブラジル政府の承認を得た場合にのみ許可されるとしている。
- ・そのため、締約国は、ブラジル管理機関に相談せずにアオコンゴウインコの輸入、輸出、再輸出の許可や証明書を発行しないように要請する。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723